

# 第73回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時	2022年6月29日（水曜日） 午前10時
開催場所	尾張旭市文化会館 1階 文化会館ホール 愛知県尾張旭市東大道町山の内2410-11
議案	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件

※お土産の配布及び株主懇談会は、取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

旭精機工業株式会社

証券コード：6111



## ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73回（2021年4月1日から2022年3月31日まで）定時株主総会を2022年6月29日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。当社の事業概況及び株主総会の議案についてご案内いたしますのでご高覧賜りますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、これからも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2022年6月

取締役社長 神谷 真二

## 目次

---

ごあいさつ	1
第73回定時株主総会招集ご通知	2
新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ	3
議決権行使についてのご案内	4

### 提供書面

事業報告	5
計算書類	21
監査報告	32

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	36
第2号議案 定款一部変更の件	37
第3号議案 取締役9名選任の件	41

# 株主各位

証券コード 6111  
2022年6月13日  
愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050番地の1  
**旭精機工業株式会社**  
取締役社長 **神谷 真二**

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 1 日 時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時
- 2 場 所** 愛知県尾張旭市東大道町山の内2410-11 尾張旭市文化会館 1階 文化会館ホール
- 3 目的事項 報告事項** 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件
- 4 議決権行使について** 4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.asahiseiki-mfg.co.jp/>）に掲載させていただきます。

**【新型コロナウイルスへの対応につきましては次ページをご参照ください。】**

## 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

### 【株主様へのお願い】

- 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご来場される株主様におかれましては、会場内でのマスクのご着用と、受付でのアルコール消毒及び検温にご協力をお願いいたします。

### 【当社の対応について】

- 当社役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご入場をお控えいただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

### 【お土産の配布及び株主懇談会の中止について】

- お土産の配布及び株主懇談会につきましては、取り止めさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。

その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asahiseiki-mfg.co.jp/>) に掲載します。

株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいようお願いいたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください)



行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書  
旭精機工業株式会社 御中

株主総会日 2022年6月29日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX日

議案	議案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	但し	を除く

基本日現在のご所有株式数 XX 股

議決権の数 XX 股

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

旭精機工業株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	議案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	但し	を除く

第1号議案・第2号議案について  
賛成の場合 → **賛** に○印  
反対の場合 → **否** に○印

第3号議案について  
全員賛成の場合 → **賛** に○印  
全員反対の場合 → **否** に○印  
一部候補者に → **賛** に○印をし、反対する候補者  
反対の場合 番号を下の空欄に記入

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

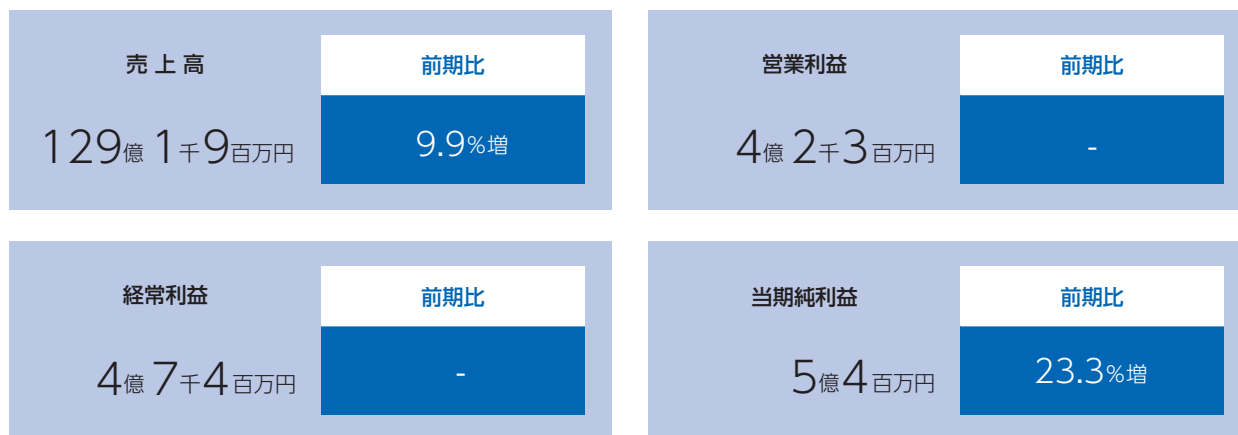
## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 事業の全般的状況

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の長引く影響に加え、世界的な部材不足及び資源高の影響が出る中、ロシアのウクライナへの軍事侵攻による世界的な経済情勢の変化など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

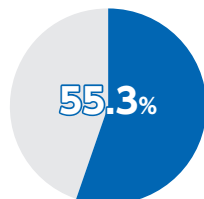
このような状況のもと当社におきましては、引き続きプレス機械への受注が好調なうえ、精密金属加工品の需要も回復してきたことなどから、売上高は129億1千9百万円と前期比9.9%の増加となりました。利益面につきましては、主にプレス機械の生産性が向上したことなどから、営業利益は4億2千3百万円（前期は2億2千4百万円の営業損失）、経常利益は4億7千4百万円（前期は1億3千万円の経常損失）、当期純利益は、保有する投資有価証券の一部売却による特別利益を計上したことにより、5億4百万円と前期比23.3%の増加となりました。



## ② 事業の部門別状況

### 精密加工事業部

#### 売上高構成比



精密加工事業部における当期の売上高は、71億4千5百万円と前期比4.1%の増加となり、その内容は以下のとおりです。

#### ・精密金属加工品

当期の売上高は、自動車関連、安全関連、水晶振動子関連の各部品を中心に幅広く需要が回復したため、41億1千3百万円と前期比16.1%の増加となりました。

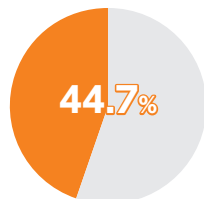
#### ・小口径銃弾

当期の売上高は、政府の予算執行を受け、30億3千1百万円と前期比8.7%の減少となりました。

区分	受注高	売上高
精密金属加工品	4,106,511千円	4,113,880千円
小口径銃弾	2,947,197	3,031,448
小 計	7,053,708	7,145,329

### 機械事業部

#### 売上高構成比



機械事業部における当期の売上高は、57億7千4百万円と前期比18.1%の増加となり、その主な内容は以下のとおりです。

#### ・プレス機械

当期の売上高は、旺盛な受注を背景としたリチウムイオン電池缶製造用プレス機械の増産の結果、46億7千2百万円と前期比28.4%の増加となりました。

#### ・ばね機械

当期の売上高は、コイリングマシンや研削機を中心に受注が回復したことから、4億9千4百万円と前期比56.5%の増加となりました。

#### ・自動機・専用機

当期の売上高は、受注は回復傾向にあるものの、リードタイムの長い機種が多いため、3億8千2百万円と前期比30.7%の減少となりました。

#### ・航空機部品

当期の売上高は、旅客機の減産の影響を受け、2億5百万円と前期比43.7%の減少となりました。

区分	受注高	売上高
プレス機械	10,541,697千円	4,672,070千円
ばね機械	639,254	494,718
自動機・専用機	662,064	382,915
航空機部品	164,810	205,833
その他	21,222	18,903
小 計	12,029,049	5,774,440

## **(2) 設備投資の状況**

当期中に実施いたしました設備投資は総額3億7千4百万円で、その主なものは、小口径銃弾製造設備の更新に1億7千2百万円、金属加工機械製造設備の拡充・合理化に1億1千6百万円及び精密金属加工品製造設備の拡充・合理化に5千7百万円であります。

## **(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

## **(4) 対処すべき課題**

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の終息も未だ見えないことをはじめ、原材料価格の上昇やウクライナ情勢の動向などの懸念事項もあり、引き続き先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

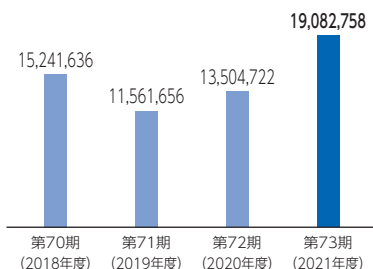
このような情勢のもと、当社は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に万全を期すとともに、当社を取り巻く経営環境の変化などに有効に対応すべく、生産性の一層の向上を図りながら、市場ニーズに合致した製品の開発、画期的な新技術の追求、新市場の開拓等に積極的に取り組み、業績の向上に向け鋭意努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

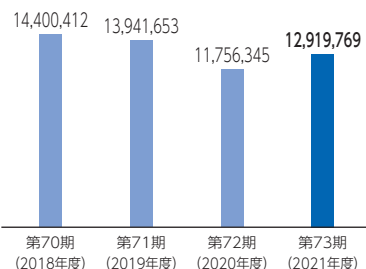


## (5) 財産及び損益の状況の推移

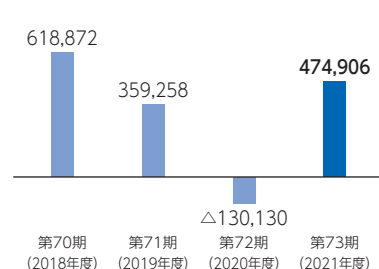
受注高 (単位：千円)



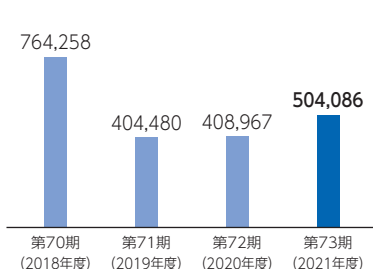
売上高 (単位：千円)



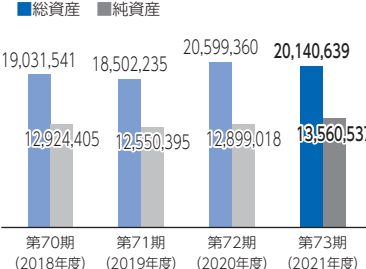
経常利益又は経常損失(△) (単位：千円)



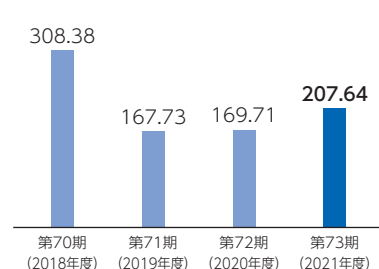
当期純利益 (単位：千円)



総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第70期 (2018年度)	第71期 (2019年度)	第72期 (2020年度)	第73期 (当期) (2021年度)
受注高	(千円)	15,241,636	11,561,656	13,504,722	19,082,758
売上高	(千円)	14,400,412	13,941,653	11,756,345	12,919,769
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	618,872	359,258	△130,130	474,906
当期純利益	(千円)	764,258	404,480	408,967	504,086
1株当たり当期純利益	(円)	308.38	167.73	169.71	207.64
総資産	(千円)	19,031,541	18,502,235	20,599,360	20,140,639
純資産	(千円)	12,924,405	12,550,395	12,899,018	13,560,537

- (注) 1. 第70期においては、プレス機械等の売上高が増加したことや保有する投資有価証券の一部を売却したことにより、当期純利益は前期に比べて増加となりました。
2. 第71期においては、年度後半の新型コロナウイルス感染症拡大による国内外経済への影響などにより精密金属加工品等の売上高が減少し、当期純利益は前期に比べて減少となりました。
3. 第72期においては、下期以降、精密金属加工品及びプレス機械を中心に回復基調で推移したものの、上期までの売上高の減少を補填するまでには至らず、精密金属加工品等の売上高は減少となりました。当期純利益につきましては、保有する投資有価証券の一部を売却したことや神戸工場の撤退に伴う受取補償金を計上したことにより、前期に比べて増加となりました。
4. 第73期（当期）の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第73期（当期）の期首から適用しており、第73期（当期）に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

精密金属加工品、小口径銃弾、プレス機械、ばね機械、自動機・専用機、航空機部品等の製造及び販売を行っております。

## (7) 営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本社及び工場	愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050番地の1
東京支店	東京都文京区湯島一丁目6番3号
大阪営業所	大阪府吹田市江坂町一丁目13番41号
ドイツ駐在員事務所	Oststrasse 54 D-40211 Düsseldorf, Germany

## (8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
502名	16名減	44.5歳	18.8年

(注) 使用人数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く。）であります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

重要な子会社は有しておりません。

**(10) 借入先及び借入額** (2022年3月31日現在)

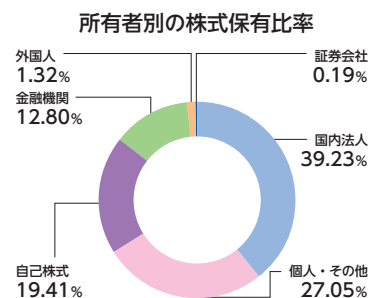
借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	870百万円
株式会社みずほ銀行	465
株式会社名古屋銀行	365

**2 会社の株式に関する事項** (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,824,900株

(2) 発行済株式の総数 3,088,739株

(3) 株主数 2,214名

**(4) 大株主 (上位10名)**

株主名	持株数	持株比率
古河電気工業株式会社	455千株	18.31%
旭化成株式会社	168	6.78
岡谷鋼機株式会社	164	6.61
オークマ株式会社	120	4.82
三谷伸銅株式会社	119	4.78
株式会社三菱UFJ銀行	106	4.26
東京海上日動火災保険株式会社	86	3.47
株式会社みずほ銀行	56	2.27
株式会社名古屋銀行	45	1.80
MSIP CLIENT SECURITIES	40	1.63

(注) 1. 当社は、自己株式を599千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山口 央	取締役会長	
神谷 真二	取締役社長 (代表取締役)	
安藤 充	常務取締役 (精密加工事業部長)	
工野 浩義	常務取締役 (機械事業部長兼技術情報開発室担当)	
白石 憲生	取締役 (精密加工事業部副長兼業務部長)	
松原 幸弘	取締役 (精密加工事業部副長兼第一製造部長兼次世代企画室長兼アルファノマス推進室長)	
石村 淳	取締役 (機械事業部副長兼第二製造部長兼大阪営業所・ドイツ駐在員事務所担当)	
溝田 義昭	取締役	古河電気工業株式会社常勤監査役
尾形 昭彦	取締役	
西野 充	取締役	株式会社イルグルム社外取締役 (監査等委員)
金 厚博	常勤監査役	
馬場 紀彰	監査役	岡谷鋼機株式会社代表取締役副社長
上総 英男	監査役	

- (注) 1. 2021年4月1日付で、山口央氏は取締役社長 (代表取締役) から代表権を有さない取締役会長に、神谷真二氏は常務取締役から取締役社長 (代表取締役) に、それぞれ就任いたしました。
2. 2021年6月29日開催の第72回定時株主総会において、金厚博氏が監査役に選任され、就任いたしました。
3. 第72回定時株主総会の終結の時をもって、監査役伊藤康裕氏が退任いたしました。
4. 取締役溝田義昭、取締役尾形昭彦及び取締役西野充の3氏は、社外取締役であり、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 監査役馬場紀彰及び監査役上総英男の両氏は、社外監査役であり、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	168,393千円 (13,860千円)	138,393千円 (13,860千円)	30,000千円 (-)	- (-)	10名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	22,908千円 (9,240千円)	22,908千円 (9,240千円)	- (-)	- (-)	4名 (2名)
合計 (うち社外役員)	191,301千円 (23,100千円)	161,301千円 (23,100千円)	30,000千円 (-)	- (-)	14名 (5名)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## ② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、常勤取締役に対して会社業績の達成度により支払うこととしており、当期純利益に応じて各取締役の基本報酬に下表に示す係数を乗じた金額としております。業績連動報酬の指標として当期純利益を選択した理由は、当期純利益は、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり期間の企業価値向上に直結しているため当社の企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持つ取締役の報酬決定の指標としてふさわしいものと考えたためであります。

なお、当期純利益は504,086千円でしたが、下表の適用にあたっては業績連動報酬控除前の金額にて算出しております。

当期純利益（業績連動報酬控除前）	係数
500,000千円以上	3.00
475,000千円以上500,000千円未満	2.95
450,000千円以上475,000千円未満	2.90
425,000千円以上450,000千円未満	2.85
400,000千円以上425,000千円未満	2.80
375,000千円以上400,000千円未満	2.75
350,000千円以上375,000千円未満	2.70
325,000千円以上350,000千円未満	2.65
300,000千円以上325,000千円未満	2.60
275,000千円以上300,000千円未満	2.50
250,000千円以上275,000千円未満	2.40
225,000千円以上250,000千円未満	2.30
200,000千円以上225,000千円未満	2.20
175,000千円以上200,000千円未満	2.10
150,000千円以上175,000千円未満	2.00
125,000千円以上150,000千円未満	1.75
100,000千円以上125,000千円未満	1.50
100,000千円未満	—

業績連動報酬の支給合計額の上限額は30,000千円とし、当期純利益が100,000千円未満の場合は業績連動報酬を支給いたしません。なお、各取締役の基本報酬に係数を乗じた合計額が上限額の30,000千円を超えた場合は、次のとおりといたします。

各取締役の業績連動報酬 = 基本報酬に係数を乗じた金額 × {30,000千円 ÷ (基本報酬に係数を乗じた業績連動報酬の合計額) }

### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等は2013年6月27日開催の第64回定時株主総会において年額180,000千円以内（うち社外取締役分14,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（使用人分賞与含む）を除く。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。

監査役の報酬等は2013年6月27日開催の第64回定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### ④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### ア. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、社外役員を過半数の委員とする任意の指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月25日開催の取締役会にて決議しております。

#### イ. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬等に関する基本方針は、常勤取締役の報酬は、内規で定められた基本報酬として支払われる固定報酬と会社業績の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成し、社外取締役の報酬は、その役割に鑑み、内規で定められた基本報酬として支払われる固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しないこととしております。

常勤取締役の基本報酬は月額固定報酬とし、その算定は、内規に基づき、社員給与の最高額を基準とし、これを指数1.0として役位別に定めている指数を目安に決定することとしております。

社外取締役の報酬は月額固定報酬のみとし、その算定は、内規に基づき、社会的地位、経歴及び就任の事情など総合的に勘案して決定することとしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 監査役の報酬の決定方針等

監査役の報酬は、報酬限度額である年額36,000千円以内で監査役の協議により決定しております。なお、監査役は、その役割に鑑み、基本報酬として支払われる固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しないこととしております。

#### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の報酬等は、2021年6月29日開催の取締役会にて、専ら取締役会で決議された内規に則り役員役位別の具体的金額を決定することとし、その細部及び手続き等については取締役社長神谷真二に委任する旨の決議をしております。委任した理由は、内規に則り具体的金額を決定することの細部及び手続き等に関する実務は、会社業務を統括する取締役社長が行うのが最も合理的であるからです。なお、取締役社長は、指名・報酬諮問委員会での審議結果に基づいて当事業年度についての当該権限を行使することを、同取締役会で決議しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 監査役馬場紀彰氏は、当社の大株主である岡谷鋼機株式会社の代表取締役副社長であり、当社は同社から材料を購入している他、同社にプレス機械等を販売いたしております。

#### ② 他の法人等の社外取締役等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 取締役西野充氏は、株式会社イルグルムの社外取締役（監査等委員）であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。



## ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況等
取締役	溝田 義昭	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	尾形 昭彦	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	西野 充	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	馬場 紀彰	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 当事業年度に開催された監査役会5回のうち5回に出席し、監査結果等についての意見交換、協議等を行っております。
	上総 英男	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 当事業年度に開催された監査役会5回のうち5回に出席し、監査結果等についての意見交換、協議等を行っております。

## 5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

	金額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	22,000千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

## 6 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章の制定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括することとし、システムの構築、維持管理を行う。内部監査室はこれらの活動及び遵守状況を監査する。

これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づき、取締役社長はリスク管理の統括責任者であるリスク管理責任者に就任するとともに、リスク管理委員会を設置して委員長として当社のリスク管理に関する基本方針、対策等について決定し、当該決定に基づき部署ごとに設置するリスク管理担当者が各部署ごとのリスク管理活動を行う。

内部監査室は各部署ごとのリスク管理の状況を監査する。

これら活動の状況及び内部監査室による監査の結果は取締役会及び監査役に報告されるものとする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社の総務部はこれらを推進し、管理する。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。この場合、監査役の当該補助者への指示は取締役から独立して行われるものとし、当該補助者は監査役の指示に基づきその業務を行う。

また、当該補助者の人事考課、異動、懲戒等については、監査役会の承認を要する。

⑦ **当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等その他取締役と監査役で取り決めた事項をすみやかに報告する。

また、当社監査役へ報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行わない。

⑧ **監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

⑨ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役と取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑩ **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

財務報告の信頼性と適正性を確保するために、規程及び関連文書の整備を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要に応じ是正を行うシステムを構築する。また、内部統制推進委員会を設置して、これらの活動を支援・促進する。内部監査室は体制の整備・運用状況を評価する。

これらの活動の状況は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令等の遵守については、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を整備するとともに、常勤取締役で構成するコンプライアンス推進委員会で毎年決定している教育計画のもと、各部門の責任者を通じて役職員への教育を実施しており、これにより役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるよう徹底を図っている。
- ② 内部通報制度については、「内部公益通報者保護規程」のもと、通報窓口を社内とともに外部の法律事務所に設置し、法令上疑義のある行為等の早期発見を図っている。
- ③ リスク管理については、「リスク管理基本規程」のもと、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を適時に開催し適切に対応している。
- ④ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務とともにコンプライアンス及びリスク管理の状況等を適時適切に監査している。
- ⑤ 監査役は、取締役社長、会計監査人と定期的な意見交換会を行うとともに、重要な会議等への出席や内部監査室との連携を通じて、監査の実効性の向上を図っている。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制推進規程」に基づき、財務報告の信頼性と適正性の確保を図っている。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,764,296</b>
現金及び預金	5,659,776
受取手形	28,755
電子記録債権	572,324
売掛金	2,462,499
製品	356,785
仕掛品	2,936,177
原材料及び貯蔵品	656,500
前払費用	26,382
その他	68,895
貸倒引当金	△3,800
<b>固定資産</b>	<b>7,376,343</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,592,007</b>
建物	1,897,681
構築物	306,789
機械及び装置	1,467,251
車両運搬具	13,281
工具器具備品	156,074
土地	665,733
リース資産	997
建設仮勘定	84,197
<b>無形固定資産</b>	<b>67,781</b>
ソフトウェア	64,913
リース資産	846
その他	2,021
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,716,554</b>
投資有価証券	2,451,802
関係会社株式	10,000
長期前払費用	36,863
前払年金費用	90,106
その他	127,782
<b>資産合計</b>	<b>20,140,639</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>5,624,126</b>
支払手形	161,818
電子記録債務	1,908,583
買掛金	756,101
短期借入金	1,700,000
リース債務	1,991
未払金	334,007
未払費用	87,941
未払法人税等	216,292
前受金	105,944
預り金	20,484
賞与引当金	300,960
役員業績報酬引当金	30,000
<b>固定負債</b>	<b>955,975</b>
繰延税金負債	17,935
退職給付引当金	856,851
その他	81,188
<b>負債合計</b>	<b>6,580,101</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>12,405,799</b>
資本金	4,175,416
資本剰余金	3,468,202
資本準備金	3,468,202
<b>利益剰余金</b>	<b>6,026,836</b>
利益準備金	449,500
その他利益剰余金	5,577,336
別途積立金	2,392,500
繰越利益剰余金	3,184,836
<b>自己株式</b>	<b>△1,264,656</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,154,738</b>
その他有価証券評価差額金	1,154,738
<b>純資産合計</b>	<b>13,560,537</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>20,140,639</b>

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	12,919,769
売上原価	10,677,304
売上総利益	2,242,465
販売費及び一般管理費	1,819,342
営業利益	423,122
営業外収益	97,681
受取利息	503
受取配当金	47,763
雑収入	49,414
営業外費用	45,897
支払利息	10,201
雑支出	35,695
経常利益	474,906
特別利益	254,055
投資有価証券売却益	254,055
税引前当期純利益	728,962
法人税、住民税及び事業税	219,017
法人税等調整額	5,857
当期純利益	504,086

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,175,416	3,468,202	—	3,468,202	449,500	2,392,500	2,860,358	5,702,358	△1,432,460	11,913,517
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△168,663	△168,663	—	△168,663
当期純利益	—	—	—	—	—	—	504,086	504,086	—	504,086
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△900	△900
自己株式の処分	—	—	△10,944	△10,944	—	—	—	—	168,704	157,760
自己株式処分差損の振替	—	—	10,944	10,944	—	—	△10,944	△10,944	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	324,478	324,478	167,803	492,281
当期末残高	4,175,416	3,468,202	—	3,468,202	449,500	2,392,500	3,184,836	6,026,836	△1,264,656	12,405,799

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	985,659	△158	985,500	12,899,018
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△168,663
当期純利益	—	—	—	504,086
自己株式の取得	—	—	—	△900
自己株式の処分	—	—	—	157,760
自己株式処分差損の振替	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	169,078	158	169,237	169,237
当期変動額合計	169,078	158	169,237	661,519
当期末残高	1,154,738	—	1,154,738	13,560,537



## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- |                     |  |
|---------------------|--|
| ① 子会社株式             | 総平均法による原価法   |
| ② 満期保有目的の債券         | 償却原価法（定額法）   |
| ③ その他有価証券           |  |
| (イ) 市場価格のない株式等以外のもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） |
| (ロ) 市場価格のない株式等      | 総平均法による原価法   |

##### (2) 棚卸資産

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 製品・仕掛品  | 総平均法による原価法及び個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ② 原材料・貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）           |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- |               |        |
|---------------|--------|
| ① 建物及び構築物     | 10～50年 |
| ② 機械装置及び車両運搬具 | 4～10年  |
| ③ 工具器具備品      | 2～6年   |

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、労働組合との協定に基づく期間対応額を計上しておりません。

(3) 役員業績報酬引当金 役員業績報酬の支給に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の精密加工事業部においては、精密金属加工品及び小口径銃弾の製造と販売を行っており、機械事業部においては、機械設備の製造と販売及び据付けサービスを行っております。

精密金属加工品及び小口径銃弾の販売は、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用して出荷時に収益を認識しております。

機械設備の販売は、据付けサービスが契約上、顧客向けに製品への大幅な修正や顧客仕様への変更を行う複雑なものである場合には、単一の履行義務として識別し、客先での設置後の性能確認が完了した時点で収益を認識しております。また、据付けサービスが他の企業も提供できる標準的なものである場合には、製品の販売と据付けサービスは契約の観点から別個のものであるため、それぞれ独立した履行義務として識別し、製品の販売については製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識し、据付けサービスについては作業完了時に収益を認識しております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によることとしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建売上債権及び売上にかかる外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針  
ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

#### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一定の条件を満たす機械設備に関して、従来は出荷基準又は船積基準で収益を認識しておりましたが、客先での設置後の性能確認が完了した時点で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	精密加工事業部	機械事業部	計
日本	7,102,213	1,401,493	8,503,706
中国	41,867	1,976,640	2,018,507
欧州	—	1,699,910	1,699,910
アジア (中国を除く)	1,248	531,834	533,082
北米	—	164,562	164,562
顧客との契約から生じる収益	7,145,329	5,774,440	12,919,769
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	7,145,329	5,774,440	12,919,769

(注) セグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の金額を表示しております。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項 4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。なお、取引の対価は、個別の契約に基づき受領しております。

一部の機械設備の販売と据付けサービスはセットで販売しておりますが、これらの機械設備の販売と据付けサービスは独立して販売していないため、予想コストに利益相当額を加算するアプローチなどにより独立販売価格の見積りを行っております。取引価格は、販売価格を当該独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの履行義務に配分して算定しております。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債（前受金）は、主に、製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識する機械設備の契約について、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、140,622千円です。

未充足の履行義務は、2022年3月31日時点で9,008,477千円であります。当該履行義務は、機械事業部における機械設備の製造及び販売に関するものであり、期末日後1年以内に約52%、残り約48%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額） 426,189千円

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。新型コロナウイルス感染症の影響については、今後一定期間続くものの緩やかに改善するとの仮定を置いて、将来獲得しうる課税所得を見積もっております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保に供している資産

① 建物	18,642千円
② 機械及び装置	0千円
③ 土地	53,274千円
担保に係る債務	
短期借入金	750,000千円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,963,976千円

##### 3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務 22,275千円

#### (損益計算書に関する注記)

##### 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
仕入高	324,688千円
② 営業取引以外の取引高	21,826千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 3,088,739株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 599,703株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に支払った配当金

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	168,663千円	70.0円	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	174,232千円	利益剰余金	70.0円	2022年3月31日	2022年6月30日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	90,468千円
退職給付引当金	257,569
未払役員退職慰労金	21,310
投資有価証券評価損	117,162
棚卸資産評価損	30,105
その他	65,640
繰延税金資産小計	582,258
評価性引当額	△156,068
繰延税金資産合計	426,189
繰延税金負債	
前払年金費用	△27,085
その他有価証券評価差額金	△417,039
繰延税金負債合計	△444,125
繰延税金負債の純額	△17,935

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4
住民税均等割	1.0
評価性引当額の増減	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.8

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によっております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、満期保有目的の債券及び株式であり、債券及び上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形、電子記録債務及び買掛金は、4ヵ月以内の支払期日であります。また、短期借入金の使途は運転資金であります。

デリバティブ取引は、取引権限等を定めた社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	93,380	△6,620
その他有価証券	2,316,292	2,316,292	－

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 非上場株式及び子会社株式（貸借対照表計上額45,510千円）は、市場価格がないため、「投資有価証券」には含めておりません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券について、上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券については市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (会社等)	古河電気工業株式会社	被所有 直接 18.40%	金属材料の仕入	丹銅条他の仕入	142,327千円	電子記録債務 及び買掛金	37,539千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 古河電気工業株式会社からの仕入については、見積りを入手し、協議の上価格を決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。以下、「2. 子会社及び関連会社等」及び「3. 役員及び個人主要株主等」の各表も同様であります。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社アステックス	所有 直接 100%	金型の仕入及び 当社製品の検査 等	金型の仕入他	161,885千円	買掛金	9,045千円
				精密金属加工品の 検査他	162,802千円	未払金	13,230千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社アステックスからの仕入については、見積りを入手し、協議の上価格を決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	馬場 紀彰	-	当社監査役 当社の得意先で ある岡谷鋼機株 式会社の代表取 締役員副社長	黄銅板他の仕入	584,677千円	電子記録債務 及び買掛金	258,492千円
				自己株式の処分	157,760千円	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 岡谷鋼機株式会社との取引はいわゆる第三者のための取引であります。

2. 岡谷鋼機株式会社からの仕入については、見積りを入手し、協議の上価格を決定しております。

3. 当社が行った第三者割当による自己株式の処分を岡谷鋼機株式会社が1株1,972円で引き受けたものであり、取引価格は本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(2021年12月22日)の名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

**1. 1株当たり純資産額** 5,448円11銭

**2. 1株当たり当期純利益金額** 207円64銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

当期純利益 504,086千円

普通株主に帰属しない金額 -千円

普通株式に係る当期純利益 504,086千円

普通株式の期中平均株式数 2,427千株

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

**(その他の注記)**

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 監査報告

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年4月26日

旭精機工業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人 名古屋事務所		
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	橋 田 光 正
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	安 達 則 嗣
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	玉 田 貴 彦

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭精機工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年4月28日

旭精機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 **金 厚博** ㊟

社外監査役 **馬場紀彰** ㊟

社外監査役 **上総英男** ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当の維持と、経営基盤の強化及び今後の事業展開に必要な内部留保に配慮しつつ、当社をとりまく環境等を勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

### 配当財産の種類

金銭

### 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき金 **70円**  
配当総額 **174,232,520円**

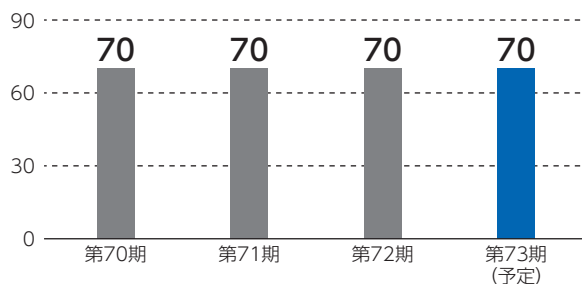
### 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

### <ご参考>

#### 配当金の推移

(単位：円)



## 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行による会社法条文の項数の変更に伴い、補欠監査役の選任を定めた現行定款第31条第3項において引用する条項に所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>④ (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(附 則)</u></p> <p>1. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案

## 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	神谷真二	取締役社長（代表取締役）	再任
2	工野浩義	常務取締役（機械事業部長 兼 技術情報開発室担当）	再任
3	白石憲生	取締役（精密加工事業部長）	再任
4	松原幸弘	取締役（精密加工事業部副長 兼 第一製造部長 兼 次世代企画室長 兼 アルファノマス推進室長）	再任
5	石村淳	取締役（機械事業部副長 兼 第二製造部長 兼 大阪営業所担当 兼 ドイツ駐在員事務所担当）	再任
6	青木潤	—	新任
7	坂野彰	—	新任
8	溝田義昭	取締役	再任 社外 独立
9	山脇宏	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者   新任 新任取締役候補者   社外 社外取締役候補者   独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 当社は、溝田義昭氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
また、山脇宏氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

候補者  
番号

1



再任

かみや しんじ  
神谷 真二

(1964年5月22日生)

所有する当社の株式数… 2,800株  
在任年数…………… 8年

## 略歴、当社における地位及び担当

1987年3月 当社入社	2019年4月 当社経営企画・IR室長
2010年6月 当社経理部長	2019年11月 当社アルファノマス推進室長
2014年6月 当社取締役	2021年4月 当社代表取締役社長(現任)
2014年6月 当社東京支店長	
2014年6月 当社人事総務部・情報システム部担当	
2018年6月 当社常務取締役	

## 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## 取締役候補者とした理由

神谷真二氏は、管理部門を中心に2014年から取締役として当社の経営に携わり、2021年4月より代表取締役社長に就任して当社の経営全般を担っております。同氏の経験と知見を当社経営に生かしていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

2



再任

くの ひろよし  
工野 浩義

(1966年5月21日生)

所有する当社の株式数… 1,100株  
在任年数…………… 4年

## 略歴、当社における地位及び担当

1987年3月 当社入社	2019年12月 当社第二技術開発部長
2014年11月 当社第二製造部長	2020年4月 当社機械事業部長(現任)
2018年6月 当社取締役	2020年6月 当社常務取締役(現任)
2018年6月 当社機械事業部副長	2020年6月 当社技術情報開発室担当(現任)
2018年6月 当社神戸工場長	

## 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## 取締役候補者とした理由

工野浩義氏は、機械事業部長として事業部を統括しており、同事業部における豊富な経験と知見を有しております。同氏の経験と知見を当社経営に生かしていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

3



再任

候補者  
番号

4



再任

しら いし のり お  
白石 憲生

(1965年8月11日生)

所有する当社の株式数… 1,700株  
在任年数…………… 8年

#### 略歴、当社における地位及び担当

1988年3月 当社入社	2017年6月 当社業務部長
2013年6月 当社営業部長	2022年4月 当社精密加工事業部長(現任)
2014年6月 当社取締役(現任)	
2014年6月 当社精密加工事業部副長	

#### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### 取締役候補者とした理由

白石憲生氏は、営業部長、業務部長を務めるとともに、精密加工事業部副長などを歴任し、事業部全般における豊富な経験と知見を有しております。また本年4月に精密加工事業部長に就任しており、同氏の経験と知見をより一層当社経営に生かしていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

まつ ばら ゆき ひろ  
松原 幸弘

(1964年1月17日生)

所有する当社の株式数… 1,500株  
在任年数…………… 2年

#### 略歴、当社における地位及び担当

1982年3月 当社入社	2020年6月 当社取締役(現任)
2014年6月 当社第一製造部長(現任)	2021年4月 当社アルファノマス推進室長(現任)
2018年6月 当社次世代企画室長(現任)	
2020年4月 当社精密加工事業部副長(現任)	

#### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### 取締役候補者とした理由

松原幸弘氏は、第一製造部長を務めるとともに精密加工事業部副長として事業部全般に携わるほか、次世代企画室長として次世代商品の企画等にも携わるなど幅広い経験と知見を有しております。同氏の経験と知見を当社経営に生かしていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

5



再任

候補者  
番号

6



新任

いしむら じゅん  
**石村 淳**

(1970年6月7日生)

所有する当社の株式数… 800株  
在任年数…………… 2年

**略歴、当社における地位及び担当**

1994年3月 当社入社  
2019年4月 当社第二製造部長（現任）  
2020年4月 当社機械事業部副長（現任）  
2020年6月 当社取締役（現任）  
2020年6月 当社大阪営業所担当（現任）  
2020年6月 当社ドイツ駐在員事務所担当（現任）

**重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

**取締役候補者とした理由**

石村淳氏は、第二製造部長を務めるとともに機械事業部副長として事業部全般に携わっており、同事業部における豊富な経験と知見を有しております。同氏の経験と知見を当社経営に生かしていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

あおき じゅん  
**青木 潤**

(1974年3月8日生)

所有する当社の株式数… 1,500株  
在任年数…………… -

**略歴、当社における地位及び担当**

1997年3月 当社入社  
2021年4月 当社管理統括部副長 兼 経理部・人事部担当（現任）

**重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

**取締役候補者とした理由**

青木潤氏は、精密加工事業部の原価管理業務に永年携わり当社の原価管理に精通するとともに、現在は管理統括部副長として経理部及び人事を担当しております。同氏の経験と知見を当社経営に生かしていただくため、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

7

ばんの  
**坂野**  
あきら  
**彰**

所有する当社の株式数… 500株  
在任年数…………… —  
(1971年12月22日生)



新任

#### 略歴、当社における地位及び担当

1995年3月 当社入社  
2021年4月 当社営業部長（現任）  
2022年4月 当社精密加工事業部副長（現任）

#### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### 取締役候補者とした理由

坂野彰氏は、精密加工事業部において、永年にわたり営業に携わり現在は営業部長を務めるなど、同事業部における幅広い経験と知見を有しております。また本年4月に精密加工事業部副長に就任しており、同氏の経験と知見を当社経営に生かしていただくため、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

8



再任

社外

みぞ た よし あさ  
**溝田 義昭**

(1959年4月1日生)

所有する当社の株式数… 500株  
在任年数…………… 2年

#### 略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	古河電気工業株式会社入社	2012年4月	古河電気工業株式会社執行役員 情報通信カンパニーファイバ・ケーブル事業部門長
2001年9月	同社オプトコム事業部千葉通信製造部長	2013年4月	同社執行役員 ファイバ・ケーブル事業部門長 兼 電子線事業部門長
2002年6月	同社オプトコム事業部三重通信製造部長	2015年4月	同社執行役員 生産技術本部長
2003年10月	同社情報通信カンパニー三重通信製造部長	2017年4月	同社執行役員 ものづくり改革本部長
2006年3月	同社情報通信カンパニー技術開発部長	2018年4月	同社執行役員常務 ものづくり改革本部長
2007年3月	同社情報通信カンパニーファイバ・ケーブル製品部長	2019年4月	同社ものづくり改革本部アドバイザー
2010年8月	OFS Fitel, LLC取締役 兼 Senior Vice President	2019年6月	同社常勤監査役 (現任)
2011年4月	古河電気工業株式会社執行役員 OFS Fitel, LLC取締役 兼 Senior Vice President	2020年6月	当社社外取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

古河電気工業株式会社常勤監査役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

溝田義昭氏は、古河電気工業株式会社の執行役員や監査役などを歴任し、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しております。また当社社外取締役に就任以降、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、今後も当社経営に貢献していただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

また同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会委員として、当社の役員候補者や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者  
番号

9

やまわき ひろし  
**山脇 宏**

(1957年8月16日生)

所有する当社の株式数… 0株  
在任年数…………… ー



新任

社外

#### 略歴、当社における地位及び担当

1980年4月 株式会社大隈鐵工所（現オー クマ株式会社）入社	2016年7月 同社内部監査室室長 兼 輸出 管理室室長
2007年6月 同社製造本部計画部部长	2017年6月 同社執行役員 内部監査室室 長 兼 輸出管理室室長
2009年4月 同社技術本部設計支援センタ ーセンター長	2017年7月 同社執行役員 内部監査室室 長
2011年7月 同社製造本部工程管理センタ ーセンター長	2018年6月 同社常勤監査役(現任)
2013年7月 同社内部監査室室長	

#### 重要な兼職の状況

オークマ株式会社常勤監査役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山脇宏氏は、オークマ株式会社の執行役員や常勤監査役を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しております。同氏の経験と知見を当社経営に生かしていただくため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。また同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会委員として、当社の役員候補者や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、溝田義昭氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 山脇宏氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、溝田義昭氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、山脇宏氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。



## 【ご参考：取締役のスキルマトリクス】

第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリクスは以下のとおりです。

	氏名	独立	企業経営	製造・ 技術	営業・ マーケティング	国際 ビジネス	財務・ 会計	法務・ コンプライアンス	内部統制・ ガバナンス
1	神谷真二		●	●	●	●	●	●	●
2	工野浩義		●	●	●	●		●	●
3	白石憲生		●		●	●		●	●
4	松原幸弘		●	●				●	●
5	石村 淳		●	●	●	●		●	●
6	青木 潤		●				●	●	●
7	坂野 彰				●	●		●	●
8	溝田義昭	★	●	●		●		●	●
9	山脇 宏	★	●	●				●	●

以 上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



# 定時株主総会会場ご案内図

会場

尾張旭市文化会館 1階 文化会館ホール

愛知県尾張旭市東大道町山の内2410-11 TEL0561-54-8500



## ■アクセス

名鉄瀬戸線「尾張旭」駅下車 南へ徒歩約8分

**当社本店から株主総会会場へのチャーターバス等はありませんので、ご注意ください。**



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。